

ゴルフアー賠償責任補償特約

〔用語の説明〕

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。(50音順)

	用語	説明
く	クラブ等	ゴルフクラブまたはゴルフ練習用に特に考案され市販されている器具をいいます。
こ	ゴルフ	ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを除きます。
	ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、施設の利用が有料（注）のものをいいます。 （注）有料とは、利用にあたり料金を請求されることをいい、その名目は問いません。
	ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
	ゴルフの競技	ゴルフ場においてゴルフをプレーすることをいいます。
	ゴルフの指導	他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。
	ゴルフの練習	ゴルフの技術の維持または向上を目標に、場所を問わずクラブ等を使用してくり返しスイングを行うことをいい、これに付随してその場所で通常行われる準備、整理等の行為を含みます。
し	事故	第2条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故をいいます。
	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
	身体の障害	生命または身体を害することをいいます。
す	スイング	クラブ等を動かす意思でクラブ等を前後方向へ動かすことをいいます。
そ	損壊	滅失、破損または汚損をいい、それぞれの定義は次のとおりとします。 ① 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいいます。 ② 破損とは、財物が壊れることをいいます。 ③ 汚損とは、財物が汚れることまたは傷むことによりその客観的な経済的価値を減じられることをいいます。
ひ	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、第3条（補償の対象となる方―被保険者）に規定する者をいいます。
ほ	法律上の損害賠償責任	民法（明治29年法律第89号）等法律に基づく損害賠償責任をいいます。
	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、ゴルフアー賠償責任保険金をいいます。
	保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に、当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
	本人	保険証券記載の被保険者をいいます。
め	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、日本国内または国外において被保険者が行うゴルフの練習中、競技中または指導中（注）に発生した偶然な事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。
- (2) 当社は、損害の原因となった本条（1）の事故発生の時が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。
- （注）ゴルフの練習中、競技中または指導中には、これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

第3条（補償の対象となる方―被保険者）

この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- 本人
- 本人が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注）。ただし、その責任無能力者に関する第2条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故に限ります。
（注）責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限ります。

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、保険金を支払いません。

- 保険契約者（注1）、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - 本条（1）④以外の放射線照射または放射能汚染
 - 本条（1）②から⑤までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- (2) 当社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者がゴルフの補助者として使用するキャディに対する損害賠償責任を除きます。
 - 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - 航空機、船舶・車両（注4）または銃器（注5）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - 罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任
- (3) 被保険者が第3条（補償の対象となる方―被保険者）②に規定する者である場合は、本条（2）①、②および④の「被保険者」を「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注3) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。
- (注5) 銃器には、空気銃を含みません。

第5条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき、当社が支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険金額を限度とします。

$$\text{保険金の額} = \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} + \text{判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金} - \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額} - \text{免責金額}$$

- (2) 当社は、本条（1）に定める保険金に加えて、次表に掲げる費用（注1）の合計額を保険金として支払います。なお、これらの費用（注1）については、その全額を支払います。

費用	説明
① 損害防止費用	第7条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	第7条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）③に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。
③ 緊急措置費用	第2条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用をいいます。
④ 示談交渉費用	被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当社の同意を得て支出した費用、および第9条（当社による解決）（2）の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
⑤ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用（注2）、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。

- (注1) 費用を支出する際の措置・手続きを行うことによって得られなくなった収入は含みません。
- (注2) 訴訟費用には、本条（1）に規定する判決により支払を命ぜられた訴訟費用を含みません。

第6条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額（注1）を保険金の額とします。
- (2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）を超えるときは、当社は、次表に定める額を保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

- (注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
- (注2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第7条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。 ア、事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ、事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がいる場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続きをすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
④ 損害賠償の請求（注1）を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
⑤ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なくこれを当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当社に通知すること。	
⑦ 本条（1）①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（1）②の事項について事実と異なることを告げた場合、本条（1）②の書類に事実と異なる記載をした場合またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (注2) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合、その事実を含みます。

第8条（当社による協力または援助）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きについて協力または援助を行います。
- (2) 日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には、本条（1）の規定を適用しません。

第9条（当社による解決）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社の費用により、被保険者の同意を得て被保険者のために折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き（注）を行います。
- 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合
 - 当社が損害賠償請求権者から第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合
- (2) 本条（1）の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (3) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、本条（1）の規定は適用しません。
- 1回の事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が、保険金額を明らかに超える場合
 - 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合
 - 正当な理由がなく被保険者が本条（2）に規定する協力を拒んだ場合
 - 日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- (注) 訴訟の手続きには、弁護士を選任を含みます。

第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して本条（3）に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して本条（3）に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注1）を限度とします。
- 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事実があった場合
ア、被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
イ、被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人が存在しないこと。
- (3) 第9条（当社による解決）および本条の損害賠償額とは、次の算式により算出される額をいいます。

損害賠償額 = 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) 本条（2）または（7）の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(6) 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注2）が保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は本条（1）の規定による請求権を行使することはできず、また当社は本条（2）の規定にかかわらず、損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

① 本条（2）④に規定する事実があった場合

② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、第2条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。

③ 当社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

(7) 本条（6）②または③に該当する場合は、本条（2）の規定にかかわらず、当社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注1）を限度とします。

(8) 日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には、本条（1）から（7）までの規定を適用しません。

（注1）被保険者に対して支払うべき保険金の額とは、同一事故につき既に当社が支払った保険金または本条の規定に基づき支払った損害賠償額がある場合、その全額を差し引いた額をいいます。

（注2）被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額には、同一事故につき既に当社が支払った保険金または本条の規定に基づき支払った損害賠償額がある場合、その全額を含みます。

第11条（先取特権）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故による他人の身体の障害または他人の財物の損壊にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとし、

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条（1）の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または本条（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、本条（2）①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）保険金請求権には、第5条（支払保険金の計算）（2）の費用に対する保険金請求権を含みません。

第12条（保険金の請求）

(1) 普通保険約款基本条項第16条（保険金の請求）（2）に定める時は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時とします。

(2) 普通保険約款基本条項第16条（保険金の請求）（3）に規定する書類は、別表に掲げる書類とします。

第13条（損害賠償額の請求）

(1) 損害賠償請求権者が第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

損害賠償額請求に必要な書類または証拠	
① 損害賠償額の請求書	
② 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本	

損害賠償額請求に必要な書類または証拠	
③ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類	
④ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類	
⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書	
⑥ 第2条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故による他人の財物の損壊に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が発生した物の価値を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が発生した物の写真（注2）	
⑦ その他当社が第14条（損害賠償額の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	

(2) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（注3）

② 本条（2）①に規定する者がいない場合または本条（2）①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ 本条（2）①および②に規定する者がいない場合または本条（2）①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、本条（2）①以外の配偶者（注3）または本条（2）②以外の3親等内の親族

(3) 本条（2）の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(4) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、本条（1）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(5) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく本条（4）の規定に違反した場合または本条（1）、（2）もしくは（4）の書類に事実と異なる記載をした場合、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

(6) 損害賠償額の請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合

② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

（注1）修理等に要する費用の見積書は、既に支払がなされた場合、その領収書とします。

（注2）写真には、画像データを含みます。

（注3）配偶者は、普通保険約款「用語の説明」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第14条（損害賠償額の支払）

(1) 当社は、第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）（2）または（6）ただし書きのいずれかに該当する場合には、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次表の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

確認する内容	確認に必要な事項
① 損害賠償額の支払事由発生の有無	ア、事故の原因 イ、事故発生の状況 ウ、損害発生の有無 エ、被保険者に該当する事実
② 損害賠償額が支払われない事由の有無	損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 損害賠償額の算出	ア、損害の額 イ、事故と損害との関係 ウ、治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無	この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ 本条（1）①から④までのほか、当社が支払うべき損害賠償額の確定	ア、他の保険契約等の有無および内容 イ、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等

(2) 本条（１）の確認をするために、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条（１）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数（注２）を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

事由	期間
① 本条（１）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３）	１８０日
② 本条（１）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	９０日
③ 本条（１）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	１２０日
④ 災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された災害の被災地域における本条（１）①から⑤までの事項の確認のための調査	６０日
⑤ 本条（１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	１８０日

- (3) 本条（１）および（２）に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合（注４）には、これらにより確認が遅延した期間については、本条（１）または（２）の期間に算入しないものとします。
- (4) 本条（３）の場合のほか、損害賠償請求権者の事情によって当社が損害賠償額を支払うことができない期間については、本条（１）または（２）の期間に算入しないものとします。
- (5) 本条（１）から（４）までの規定による損害賠償額の支払は、損害賠償請求権者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
- （注１）請求完了日とは、損害賠償請求権者が第１３条（損害賠償額の請求）（１）および（２）の規定による手続きを完了した日をいいます。
- （注２）次表「期間」に掲げる日数は、複数の「事由」に該当する場合、そのうち最長の日数とします。
- （注３）警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会には、弁護士法（昭和２４年法律第２０５号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- （注４）その確認に応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第１５条（仮払金および供託金の貸付け等）

- (1) 第８条（当社による協力または援助）または第９条（当社による解決）（１）の規定により当社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当社は１回の事故につき、保険金額（注１）の範囲内で、次に掲げることを行うことができます。
- ① 仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付けること。
- ② 仮差押えを免れるための供託金または上記のときの仮執行を免れるための供託金を当社の名において供託すること。
- ③ 供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けること。
- (2) 本条（１）③の規定により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当社のために供託金（注２）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3) 本条（１）の貸付けまたは当社の名による供託が行われている間においては、第５条（支払保険金の計算）（１）ただし書き、第１０条（損害賠償請求権者の直接請求権）（２）ただし書きおよび同条（７）ただし書きの規定は、その貸付金または供託金（注２）を既に支払った保険金とみなして適用します。
- (4) 本条（１）②または③の供託金（注２）が第三者に還付された場合には、その還付された供託金（注２）の限度で、本条（１）②に規定する供託金（注２）または本条（１）③に規定する貸付金（注３）が保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 第１２条（保険金の請求）の規定により当社の保険金支払義務が発生した場合は、本条（１）の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。
- （注１）保険金額は、同一事故につき既に当社が支払った保険金または第１０条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合、その全額を差し引いた額とします。
- （注２）供託金には、利息を含みます。
- （注３）貸付金には、利息を含みます。

第１６条（代位）

- (1) 損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② 本条（１）①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) 本条（１）②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- （注）損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第１７条（被保険者の範囲に関する特約が適用される場合の取扱い）

この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者範囲個別規定型特約として取り扱います。

① 家族型への変更に関する特約

② 夫婦型への変更に関する特約

③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第１８条（普通保険約款の不適用）

この特約については、普通保険約款基本条項第１２条（被保険者による保険契約の解約請求）および第２０条（契約内容の登録）の規定は適用しません。

第１９条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表（第１２条（保険金の請求）関係）

保険金請求書類	
提出書類	
(1) 保険金請求書	
(2) 保険証券	
(3) 当社の定める事故状況報告書または公の機関が発行する事故証明書	
(4) 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本	
(5) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類	
(6) 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類	
(7) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類	
(8) 第２条（保険金を支払う場合）（１）に規定する事故による他人の財物の損壊に係る保険金の請求に関しては、被害が発生した物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注１）および被害が発生した物の写真（注２）	
(9) その他当社が普通保険約款基本条項第１７条（保険金の支払）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	

- （注１）修理等に要する費用の見積書は、既に支払がなされた場合、その領収書とします。
- （注２）写真には、画像データを含みます。

ゴルフアー傷害補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、ゴルフアー賠償責任補償特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（５０音順）

	用語	説明
し	事故	第２条（保険金を支払う場合）（１）に規定する事故をいいます。
	支払限度	支払対象期間内において、傷害入院保険金および傷害通院保険金の支払の限度となる日数をいい、傷害入院保険金および傷害通院保険金それぞれについて、保険証券記載の期間または日数とします。
	支払対象期間	傷害入院保険金および傷害通院保険金の支払の対象となる期間をいい、傷害入院保険金および傷害通院保険金それぞれについて、保険証券記載の期間または日数とします。なお、傷害入院が中断している期間がある場合にはその期間を含む継続した期間をいいます。
	傷害死亡・後遺障害保険金額	この特約により補償される傷害が発生した場合に、当社が被保険者または傷害死亡・後遺障害保険受取人に支払うべき保険金の基準となる額であって、保険証券にその被保険者の傷害死亡・後遺障害保険金額として記載された額をいいます。
	傷害通院	第２条（保険金を支払う場合）（１）の傷害を被り、その直接の結果として通院した状態をいいます。

	用語	説明
	傷害通院保険金日額	この特約により補償される傷害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき保険金の基準となる額であって、保険証券にその被保険者の傷害通院保険金日額として記載された額をいいます。
	傷害入院	第2条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被り、その直接の結果として入院した状態をいいます。
	傷害入院保険金日額	この特約により補償される傷害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき保険金の基準となる額であって、保険証券にその被保険者の傷害入院保険金日額として記載された額をいいます。
	傷害保険金	この特約により補償される傷害が発生した場合に、当社が被保険者または傷害死亡保険金受取人に支払うべき金銭であって、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金および傷害通院保険金をいいます。
ひ	被保険者	この特約により補償の対象となる者であって、保険証券記載の被保険者をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者がゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習中、競技中または指導中（注）に、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い傷害保険金を支払います。
- (2) 当社は、本条（1）の傷害保険金のうち、保険証券に保険金額または保険金日額が記載されたものについて支払います。ただし、傷害死亡保険金および傷害後遺障害保険金については保険証券に傷害死亡・後遺障害保険金額が記載された場合、傷害手術保険金については保険証券に傷害入院保険金日額が記載された場合に支払います。
- (3) 当社は、傷害の原因となった事故の発生が保険期間中であつた場合に限り、傷害保険金を支払います。
- (注) ゴルフの練習中、競技中または指導中には、これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した傷害に対しては、傷害保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 本条（1）①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が傷害死亡保険金の一部の受取人である場合には、傷害保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りです。
 - ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ④ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑥ 当社が傷害保険金を支払うべき傷害の治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
 - ⑦ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑩ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑪ 本条（1）⑧から⑩までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑫ 本条（1）⑩以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、傷害保険金を支払いません。
- ① 被保険者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合、その症状の原因がいかなるときでも、傷害保険金を支払いません。
 - ② 被保険者の入浴中の溺水（注5）。ただし、入浴中の溺水（注5）が、当社が保険金を支払うべき傷害によって発生した場合には、傷害保険金を支払います。
 - ③ 被保険者の誤嚥（注6）によって発生した肺炎。この場合、誤嚥（注6）の原因がいかなるときでも、傷害保険金を支払いません。
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注4) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注5) 溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- (注6) 誤嚥とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

第4条（傷害死亡保険金の計算）

- (1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被り、その直接

の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を傷害死亡保険金として傷害死亡保険金受取人に支払います。ただし、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額を、傷害死亡保険金として傷害死亡保険金受取人に支払います。

- (2) 第16条（傷害死亡保険金受取人の変更）（1）または（2）の規定によりその被保険者の法定相続人が傷害死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により傷害死亡保険金を傷害死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第16条（傷害死亡保険金受取人の変更）（8）の傷害死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により傷害死亡保険金を傷害死亡保険金受取人に支払います。

第5条（傷害後遺障害保険金の計算）

- (1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合は、次の算式によって算出した額を傷害後遺障害保険金としてその被保険者に支払います。
- 傷害後遺障害
保険金の額

=

傷害死亡・後遺
障害保険金額

×

別表1のそれぞれの等級の後遺
障害に対する保険金支払割合
- (2) 本条（1）の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師（注）の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、本条（1）のとおり算出した額を傷害後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表1のそれぞれの等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、それぞれの等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が発生した場合には、当社は、傷害死亡・後遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を傷害後遺障害保険金として支払います。
- ① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ② 本条（4）①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ③ 本条（4）①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ 本条（4）①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を傷害後遺障害保険金として支払います。

保険金支払割合

=

別表1に掲げる加重後の
後遺障害に該当する等級
に対する保険金支払割合

-

既にあった後遺障害
に該当する等級に対
する保険金支払割合

- (6) 本条（1）から（5）までの規定に基づいて、当社が支払うべき傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。
- (注) 医師とは、被保険者以外の医師をいいます。

第6条（傷害入院保険金および傷害手術保険金の計算）

- (1) 当社は、被保険者が傷害入院に該当した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を傷害入院保険金としてその被保険者に支払います。
- 傷害入院保険金の額

=

傷害入院保険金日額

×

傷害入院の日数
- (2) 本条（1）の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であっても、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注1）であるときは、その処置日数を含みます。
- (3) 本条（1）の傷害入院の日数には次の日数を含みません。
- ① 事故の発生の日から起算して傷害入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数
 - ② 1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が傷害入院保険金の支払限度日数に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数
- (4) 被保険者が傷害入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに傷害入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合であっても、当社は、その期間に対し重複しては傷害入院保険金を支払いません。

(5) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被り、傷害手術保険金支払対象期間（注2）内に病院または診療所において、その傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、1回の手術（注3）について、次の算式によって算出した額を、傷害手術保険金としてその被保険者に支払います。

① 入院中（注4）に受けた手術の場合

$$\text{傷害手術保険金の額} = \text{傷害入院保険金日額} \times 10$$

② 本条（5）①以外の手術の場合

$$\text{傷害手術保険金の額} = \text{傷害入院保険金日額} \times 5$$

(6) 被保険者が傷害手術保険金を支払うべき手術を同一の日に複数回受けた場合は、それらの手術のうち傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ傷害手術保険金を支払います。

(7) 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合は、その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、傷害手術保険金を支払いません。

(注1) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置には、医療給付関係各法の適用がない場合、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(注2) 傷害手術保険金支払対象期間とは、傷害保険金を支払いうる傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間の日数に達するまでの期間をいいます。

(注3) 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。また、医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。

(注4) 入院中とは、第2条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第7条（傷害通院保険金の計算）

(1) 当社は、被保険者が傷害通院に該当した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を傷害通院保険金としてその被保険者に支払います。

$$\text{傷害通院保険金の額} = \text{傷害通院保険金日額} \times \text{傷害通院の日数}$$

(2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った別表2に掲げる部位を固定するために医師（注1）の指示によりギプス等（注2）を常時装着したときは、その日数について、本条（1）の傷害通院に該当したものとみなします。

(3) 当社は、本条（1）および（2）の規定にかかわらず、第6条（傷害入院保険金および傷害手術保険金の計算）の傷害入院保険金を支払うべき期間中の傷害通院に対しては、傷害通院保険金を支払いません。

(4) 本条（1）の傷害通院の日数には次の日数を含みません。

① 事故の発生の日から起算して傷害通院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数

② 1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が傷害通院保険金の支払限度日数に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数

(5) 被保険者が傷害通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに傷害通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合であっても、当社は、その期間に対し重複しては傷害通院保険金を支払いません。

(注1) 医師とは、被保険者以外の医師をいいます。

(注2) ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。

第8条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 被保険者が被った第2条（保険金を支払う場合）（1）の傷害が次のいずれかの影響により重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

① 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響

② 被保険者が傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条（保険金を支払う場合）（1）の傷害が重大となった場合も、本条（1）と同様の方法で支払います。

第9条（保険契約の無効）

普通保険約款基本条項第6条（保険契約の無効）に定める事由のほか、傷害死亡保険金受取人を定める場合（注）に、保険契約者以外の被保険者の同意を得なかったときは、保険契約は無効とします。

(注) 傷害死亡保険金受取人を定める場合には、その被保険者の法定相続人を傷害死亡保険金受取人にする場合を含みません。

第10条（保険料の返還—失効の場合）

普通保険約款基本条項第14条（保険料の返還または追加保険料の請求）（2）②の規定にかかわらず、保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、当社は、第2条（保険金を支払う場合）（1）に規定する傷害を被ったことを支払事由とする保険金に対応する保険料を返還しません。

第11条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

(1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条（1）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条（保険金の請求）

(1) 普通保険約款基本条項第16条（保険金の請求）（2）に定める時は、次に掲げる時とします。

① 傷害死亡保険金については、その被保険者が死亡した時

② 傷害後遺障害保険金については、その被保険者に後遺障害が発生した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

③ 傷害入院保険金については、その被保険者が被った第2条（保険金を支払う場合）（1）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時、事故の発生の日から起算して傷害入院保険金の支払対象期間が満了した日を経過した時、または傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が傷害入院保険金の支払限度日数に到達した日を経過した時のいずれか早い時

④ 傷害手術保険金については、その被保険者が第2条（保険金を支払う場合）（1）の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時

⑤ 傷害通院保険金については、その被保険者が被った第2条（保険金を支払う場合）（1）の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、事故の発生の日から起算して傷害通院保険金の支払対象期間が満了した日を経過した時または傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が傷害通院保険金の支払限度日数に到達した日を経過した時のいずれか早い時

(2) 普通保険約款基本条項第16条（保険金の請求）（3）に規定する書類は、別表3に掲げる書類とします。

第13条（保険金の内払）

(1) 普通保険約款基本条項第17条（保険金の支払）（1）の規定にかかわらず、傷害入院保険金を支払うべき場合において、保険金支払の対象となる入院期間が1か月以上継続したときには、当社は、被保険者または保険金を受け取るべき者の申出ならびに普通保険約款基本条項第16条（保険金の請求）（3）、（4）および（6）の書類の提出により保険金の内払を行います。

(2) 本条（1）の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第14条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当社は、第11条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）の規定による通知または普通保険約款基本条項第16条（保険金の請求）およびこの特約第12条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) 本条（1）の規定による診断または死体の検案のために要した費用（注）は、当社が負担します。

(注) 費用には、収入の喪失を含みません。

第15条（代位）

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人が第2条（保険金を支払う場合）（1）の傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第16条（傷害死亡保険金受取人の変更）

(1) 保険契約締結の際、保険契約者が傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を傷害死亡保険金受取人とする。

(2) 保険契約締結の後、その被保険者が死亡する前であれば、保険契約者は、いつでも傷害死亡保険金受取人を変更することができます。

(3) 本条（2）の規定により傷害死亡保険金受取人を変更する場合には、保険契約者は、その旨を当社に通知しなければなりません。

(4) 本条（3）の規定による通知が当社に到達した場合には、傷害死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の傷害死亡保険金受取人に保険金を支

- 払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、本条（2）の傷害死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) 本条（5）の規定により傷害死亡保険金受取人を変更する場合には、遺言が効力を生じた後に、保険契約者の法定相続人がその旨を当社に通知しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の傷害死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (7) 本条（2）および（5）の規定により、傷害死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、その被保険者の同意がなければ変更の効力は生じません。
- (8) 被保険者が死亡する前に傷害死亡保険金受取人が死亡した場合は、その傷害死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（注）を傷害死亡保険金受取人とします。
- (9) 保険契約者は、傷害死亡保険金以外の保険金について、その受取人をその被保険者以外の者に定めること、または変更することはできません。
- （注）法定相続人のうち死亡している者については、順次の法定相続人とします。

第17条（傷害死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約の傷害死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることができます。この場合において、その代表者は、代表者以外の傷害死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) 本条（1）の代表者が定まらない場合またはその代表者の所在が明らかでない場合には、傷害死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当社の行為は、他の傷害死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第18条（他の特約との関係）

- (1) この保険契約に傷害死亡保険金対象外特約が適用される場合は、第4条（傷害死亡保険金の計算）に規定する傷害死亡保険金は支払わないものとします。
- (2) この保険契約に傷害後遺障害保険金対象外特約が適用される場合は、第5条（傷害後遺障害保険金の計算）に規定する傷害後遺障害保険金は支払わないものとします。
- (3) この保険契約に傷害手術保険金対象外特約が適用される場合は、第6条（傷害入院保険金および傷害手術保険金の計算）に規定する傷害手術保険金は支払わないものとします。

第19条（被保険者の範囲に関する特約が適用される場合の取扱い）

- この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者範囲個別規定型特約として取り扱います。
- ① 家族型への変更に関する特約
 - ② 夫婦型への変更に関する特約
 - ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第20条（ゴルフア―賠償責任補償特約の不適用）

この特約については、ゴルフア―賠償責任補償特約第18条（普通保険約款の不適用）の規定は適用しません。

第21条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、ゴルフア―賠償責任補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

別表1（第5条（傷害後遺障害保険金の計算）関係）

後遺障害等級表

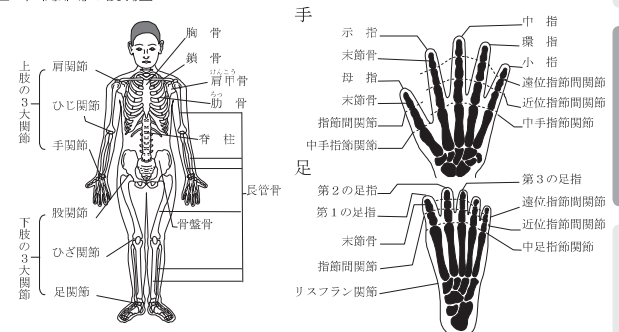
等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼くおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%

等級	後遺障害	保険金支払割合
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼くおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。なお、母指にあっては指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偏関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偏関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。なお、第1の足指にあっては指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の華丸を失ったもの	42%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

(注1) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。
(注2) 関節等の説明図



別表2 骨折、脱臼、靱帯損傷等の傷害を被った部位

- (1) 長管骨または脊柱
(2) 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等(注)を装着した場合に限ります。
(3) 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等(注)を装着した場合に限ります。
(注) ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等を含みません。
注 (1) から(3)までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表1(注2)の図に示すところによります。

別表3 (第12条 (保険金の請求) 関係)

保険金請求書類
保険金を請求する場合には、「○」を付した書類のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

提出書類 \ 保険金種類	傷害死亡	傷害後遺障害	傷害入院	傷害手術	傷害通院
(1) 保険金請求書	○	○	○	○	○
(2) 保険証券	○	○	○	○	○
(3) 当社の定める傷害状況報告書	○	○	○	○	○
(4) 公の機関(注1)の事故証明書	○	○	○	○	○
(5) 死亡診断書または死体検案書	○				
(6) 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する医師(注2)の診断書		○	○	○	○
(7) 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○		○
(8) 傷害死亡保険金受取人(注3)の印鑑証明書	○				
(9) 被保険者の印鑑証明書		○	○	○	○
(10) 被保険者の戸籍謄本	○				
(11) 法定相続人の戸籍謄本(注4)	○				
(12) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注5)	○	○	○	○	○
(13) その他当社が普通保険約款基本条項第17条(保険金の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの	○	○	○	○	○

- (注1) 公の機関については、やむを得ない場合、第三者とします。
(注2) 医師とは、被保険者以外の医師をいいます。
(注3) 傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となります。
(注4) 法定相続人の戸籍謄本は、傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合に必要とします。
(注5) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

ゴルフ用品補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、ゴルフファア賠償責任補償特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
こ	ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類であって、被保険者所有のゴルフ用品一式をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。
し	事故	第2条(保険金を支払う場合)に規定する事由をいいます。
と	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいい、盗賊または不法侵入者による損傷または汚損を含みます。
ひ	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、保険証券記載の被保険者をいいます。

	用語	説明
ほ	保険価額	ゴルフ用品に損害が発生した地および時におけるゴルフ用品の価額をいいます。
	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、ゴルフ用品保険金をいいます。
	保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に、当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載のゴルフ用品保険金額をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品について、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対して、この特約および普通保険約款に従い、保険金を支払います。

- ① ゴルフ用品の盗難。ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に発生した場合に限ります。
② ゴルフクラブの破損または曲損

第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
② 本条①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額に限ります。
③ 被保険者と同居する親族(注3)の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、保険金を支払います。
④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑥ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
⑦ 本条④から⑥までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
⑧ ゴルフ用品の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わってゴルフ用品を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって発生した損害については、この規定を適用しません。
⑨ ゴルフ用品の自然の消耗もしくは劣化(注6)または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由またははねずみ食い、虫食い等
⑩ ゴルフ用品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷またはゴルフ用品の汚損(注7)であって、そのゴルフ用品が有する機能の喪失または低下を伴わないもの。ただし、ゴルフ用品の盗難によって発生した損害については、この規定を適用しません。
⑪ ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失
(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注3) 親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
(注4) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
(注5) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(注6) 自然の消耗もしくは劣化には、日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。
(注7) 汚損には、落書きによる汚損を含みます。

第4条 (損害の額の決定)

- (1) 当社が保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
(2) ゴルフクラブの破損もしくは曲損またはゴルフ用品の盗難による損傷もしくは汚損を修理することができる場合には、損害発生直前の状態に復するに必要な修理費をもって損害の額とし、価値の下落(格落損)は損害の額に含みません。
(3) 次の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用ならびに本条(1)および(2)の規定によって計算された額の合計額を損害の額とします。
① 第7条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 第7条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)④に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
(4) 本条(1)から(3)までの規定によって計算された損害の額が、その損害の発生したゴルフ用品の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害の額とします。

第5条（支払保険金の計算）

当社が支払う保険金の額は、第4条（損害の額の決定）の規定によって算出した損害の額とします。ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。

第6条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、損害の額（注2）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額（注1）を保険金の額とします。
- (2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、第4条（損害の額の決定）の規定による損害の額（注2）を超えるときは、当社は、次表に定める額を保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	第4条（損害の額の決定）の規定による損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

- (注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
- (注2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第7条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② ゴルフ用品について損害が発生したことを知った場合は、これを遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ ゴルフ用品が盗難にあった場合には、遅滞なく警察署に届け出ること。	
④ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続きをすること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑤ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑥ 本条（1）①から⑤までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条（1）②の事項について事実と異なることを告げた場合または本条（1）③もしくは⑥の書類に事実と異なる記載をした場合、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (注2) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合、その事実を含みます。

第8条（保険金の請求）

- (1) 普通保険約款基本条項第16条（保険金の請求）（2）に定める時は、第2条（保険金を支払う場合）に規定する損害が発生した時とします。
- (2) 普通保険約款基本条項第16条（保険金の請求）（3）に規定する書類は、別表に

掲げる書類とします。

第9条（被害物の調査）

ゴルフ用品について損害が発生した場合は、当社は、次のことを行うことができます。

- ① 事故が発生したゴルフ用品を調査すること。
- ② 本条①のゴルフ用品または被保険者の所有する他のゴルフ用品の全部または一部を調査すること。
- ③ 本条①のゴルフ用品または被保険者の所有する他のゴルフ用品の全部または一部を一時他に移転すること。

第10条（盗難品発見後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗難にあったゴルフ用品を発見した場合または回収した場合は、遅滞なくその旨を当社に通知しなければなりません。

第11条（残存物および盗難品の所有権について）

- (1) 当社が保険金を支払った場合でも、ゴルフ用品の残存物の所有権その他の物権は、当社が所有権を取得する旨の意思表示しないうちに、被保険者が有するものとなります。
- (2) 盗難にあったゴルフ用品について、当社が保険金を支払う前にそのゴルフ用品が回収された場合は、回収するために支出した費用を除き、盗難の損害はなかったものとみなします。
- (3) ゴルフ用品が盗難にあった場合に、当社が保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によって、その盗難にあった保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (4) 本条（3）の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額（注）を当社に支払って、そのゴルフ用品の所有権その他の物権を取得することができます。
- (5) 本条（2）または（4）の場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に発生したゴルフ用品の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当社が保険金を支払うべき損害の額は第4条（損害の額の決定）の規定によって決定します。
- (注) 支払を受けた保険金に相当する額は、第4条（損害の額の決定）（3）①の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第12条（代位）

- (1) 損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② 本条（1）①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) 本条（1）②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する本条（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第13条（被保険者の範囲に関する特約が適用される場合の取扱い）

この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者範囲個別規定型特約として取り扱います。

- ① 家族型への変更に関する特約
- ② 夫婦型への変更に関する特約
- ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第14条（普通保険約款の不適用）

この特約については、普通保険約款基本条項第12条（被保険者による保険契約の解約請求）および第20条（契約内容の登録）の規定は適用しません。

第15条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、ゴルフファア賠償責任補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

別表（第8条（保険金の請求）関係）

保 険 金 請 求 書 類

提出書類
(1) 保険金請求書
(2) 保険証券
(3) 当社の定める事故状況報告書
(4) ゴルフ用品の損害の程度を証明する書類

提出書類
(5) ゴルフ用品の盗難による損害の場合には、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
(6) その他当社が普通保険約款基本条項第17条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。（50音順）

	用語	説明
あ	アルバトロス	それぞれのホールの基準打数（パー）よりも3つ少ない打数でボールがホール（球孔）に入ることを行います。ただし、基準打数（パー）が4打の場合のホールインワンを含みません。
こ	公式競技	ゴルフ場、ゴルフ練習場、国または地方公共団体が主催、共催もしくは後援する公式競技を行います。
	ゴルフ競技	ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し、基準打数（パー）35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。ただし、公式競技の場合は、他の競技者の同伴を必要としません。なお、ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・パード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。
	ゴルフ場	日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、かつ、施設の利用が有料（注）のものをいいます。（注）有料とは、利用にあたり料金を請求されることをいい、その名目を問いません。
と	同伴キャディ	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディを行います。
	同伴競技者	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に、被保険者と同一組で競技していた者をいいます。
ひ	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、第3条（補償の対象となる方―被保険者）に規定する者をいいます。
ほ	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、ホールインワン・アルバトロス費用保険金をいいます。
	保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載のこの特約の保険金額を行います。
	ホールインワン	それぞれのホールの第1打によってボールが直接ホール（球孔）に入ることを行います。
も	目撃	次のいずれかに該当することをいいます。 ① ホールインワンの場合 被保険者が第1打で打ったボールがホール（球孔）に入ったことをその場で確認することをいいます。 ② アルバトロスの場合 被保険者が基準打数より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール（球孔）に入ったことをその場で確認することをいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、被保険者がゴルフ場においてゴルフ競技中に本条（2）に規定するホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、償還として次表の費用を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

費用の種類	お支払いする費用の内容
① 贈呈用記念品購入費用	ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、同伴競技者、友人等に贈呈する記念品の購入代金および郵送費用を行います。ただし、次に掲げる購入費用は含みません。 ア、貨幣、紙幣 イ、有価証券 ウ、商品券等の物品切手 エ、プリペイドカード（注1）

費用の種類	お支払いする費用の内容
② 祝賀会費用	ホールインワンまたはアルバトロス達成の祝賀会に要する費用を行います。
③ ゴルフ場に対する記念植樹費用	ホールインワンまたはアルバトロスの記念としてホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に植える樹木の代金を行います。
④ 同伴キャディに対する祝儀	同伴キャディに対して、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した記念の祝金として贈与する金銭を行います。
⑤ 本条（1）①から④まで以外のその他償還として支出することが適当な費用	次に掲げる費用。ただし、保険金額の10%を限度とします。 ア、社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用 イ、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用 ウ、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワンまたはアルバトロスを記念して作成するメニューメント等の費用

(2) 当社が保険金支払の対象とするホールインワンまたはアルバトロスとは、次のいずれかに該当するものに限り、ます。

① 次表に掲げるホールインワンまたはアルバトロス

区分	目撃者
ア、公式競技以外	次に掲げる者の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス (ア) 同伴競技者 (イ) 同伴競技者以外の第三者（注2）
イ、公式競技	次に掲げる者のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス (ア) 同伴競技者 (イ) 同伴競技者以外の第三者（注2）

② 記録媒体に記録された映像等により被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したことが客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス

(3) 当社は、損害の原因となった本条（1）のホールインワンまたはアルバトロスの達成の時が保険期間中であつた場合に限り、保険金を支払います。

(注1) プリペイドカードについて、被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成を記念して特に作成したものを購入する費用は、贈呈用記念品購入費用とみなします。

(注2) 同伴競技者以外の第三者には、同伴キャディを含みます。

第3条（補償の対象となる方―被保険者）

この特約の被保険者は、保険証券記載の被保険者で、かつ、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者とし、ゴルフの競技またはゴルフの指導（注）を職業としている者を除きます。

(注) ゴルフの指導とは、他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、次に掲げるホールインワンまたはアルバトロスの達成による損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス

② 被保険者がゴルフ場の使用人（注）である場合、その被保険者が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
(注) 使用人には、臨時雇いを含みます。

第5条（支払保険金の計算）

当社が支払う保険金の額は、損害の額とします。ただし、1回のホールインワンまたはアルバトロスにつき、保険金額をもって限度とします。

第6条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、支払限度額（注2）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額（注1）を保険金の額とします。

(2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、支払限度額（注2）を超えるときは、当社は、次表に定める額を保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）

区分	支払保険金の額
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	支払限度額（注２）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注１）を限度とします。

（注１）支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注２）支払限度額とは、この保険契約および他の保険契約または共済契約の支払責任額のうち最も高額のものをいいます。

第7条（ホールインワンまたはアルバトロスを達成した時の義務および義務違反の場合の取扱い）

- （１）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第２条（保険金を支払う場合）に規定するホールインワンまたはアルバトロスを達成したことを知った場合は、次に掲げる義務を履行しなければなりません。
- ① 次の事項を当社に遅滞なく通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ア、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日時、場所およびホールインワンまたはアルバトロスを達成した状況
- イ、同伴競技者の住所および氏名
- ウ、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日時、場所およびその状況について同伴競技者以外の証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名
- ② 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当社に通知すること。
- ③ 本条（１）①および②のほか、当社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
- （２）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条（１）の義務に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （３）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条（１）①もしくは②の通知について事実と異なることを告げた場合または本条（１）③の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （注）他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合、その事実を含みます。

第8条（保険金の請求）

- （１）普通保険約款基本条項第１６条（保険金の請求）（２）に定める時は、被保険者が第２条（保険金を支払う場合）の費用を負担した時とします。
- （２）普通保険約款基本条項第１６条（保険金の請求）（３）に規定する書類は、別表に掲げる書類とします。

第9条（代位）

- （１）費用が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が費用の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② 本条（１）①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

- （２）本条（１）②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- （３）保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する本条（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
- （注）損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第10条（保険金支払後の保険契約）

当社が保険金を支払った場合においても、保険金額は減額しません。

第11条（被保険者の範囲に関する特約が適用される場合の取扱い）

この保険契約に、次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者範囲個別規定型特約として取り扱います。

- ① 家族型への変更に関する特約
- ② 夫婦型への変更に関する特約
- ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第12条（普通保険約款の不適用）

この特約については、普通保険約款基本条項第３条（保険責任のおよび地域）、第

１２条（被保険者による保険契約の解約請求）および第２０条（契約内容の登録）の規定は適用しません。

第13条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表（第8条（保険金の請求）関係）

提出書類
（１）保険金請求書
（２）保険証券
（３）同伴競技者が署名または記名押印した当社の定めるホールインワンまたはアルバトロス証明書（注１）
（４）被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行または行使する権限を有する者が署名または記名押印した当社の定めるホールインワンまたはアルバトロス証明書
（５）次のいずれかの書類または証拠（注１） ① 第２条（保険金を支払う場合）（２）①ア、に規定するホールインワンまたはアルバトロスについては、同伴競技者以外の第三者（注２）が署名または記名押印した当社の定めるホールインワンまたはアルバトロス証明書 ② 第２条（保険金を支払う場合）（２）②に規定するホールインワンまたはアルバトロスについては、被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したことが確認できる記録媒体に記録された映像等
（６）第２条（保険金を支払う場合）（１）に掲げる費用を被保険者が負担したことを証明する領収書
（７）被保険者の印鑑証明書
（８）委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注３）
（９）その他当社が普通保険約款基本条項第１７条（保険金の支払）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- （注１）第２条（保険金を支払う場合）（２）①イ、に規定するホールインワンまたはアルバトロスについては、別表（第８条（保険金の請求）関係）（３）または（５）①に規定する書類のいずれか一方の書類を提出すれば足ります。
- （注２）同伴競技者以外の第三者が複数名存在する場合には、いずれかの者とします。
- （注３）委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
て	テロ行為	政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（戦争危険等免責の一部修正）

この特約を適用する保険契約については、この保険契約に適用される他の特約の保険金を支払わない場合に関する規定中「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動」とあるのは「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。ただし、テロ行為を含みません。」と読み替えて適用します。

第3条（この特約の解除）

テロ行為が発生する危険が著しく増加し、この特約の引受範囲（注）を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による４８時間以前の予告をもって、この特約を解除することができます。

（注）引受範囲とは、この特約を引き受けられる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第4条（特約解除の効力）

第３条（この特約の解除）の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される他の特約および普通保険約款の規定を準用します。